

令和3年第1回（3月）大磯町議会定例会

# 議案第2号説明資料

令和3年2月15日

大磯町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

---

## 資料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
新旧対照表	-----	3～8

政策課

# 大磯町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

本条例は、平成14年の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号）の施行に伴い、町への申請や届出などの手続等を書面に加え、情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにすることで、行政運営の簡素化及び効率化を図るため平成17年に制定しました。

令和元年5月31日に、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）が公布され、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が改正されました。それに伴い、法律の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下「改正法」という。）に変更されるとともに所要の見直しが行われたことから、改正法の内容との整合を図るため条例を改正するものです。

## 2 改正内容

### (1) 条例の題名の変更（題名）

条例の題名を「大磯町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」とします。

### (2) 電子納付を可能とする条項の追加（第3条第5項関係）

申請等に伴い手数料を納付する場合、オンラインにより納付（電子納付）することができることを規定します。

### (3) 本条例の適用を除外する条項の追加（第3条第6項、第4条第5項、第7条関係）

申請等に係る事項を対面により確認する必要がある場合や、許可証等を事業所に備え付ける必要がある場合など、オンラインにより行うことが適当でないものや、他の条例等でオンラインによる申請等が規定されているものは、本条例の適用を除外することを規定します。

### (4) 添付書類の省略を可能とする条項の追加（第8条関係）

申請等の際に、添付する必要がある住民票の写しや登記事項証明書などの書面等の情報を、町がオンラインにより入手または参照することができる場合、添付書類を省略することができることを規定します。

(5) 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正措置（第9条関係）

情報通信技術を利用するための能力や利用機会における格差を是正するために、町が必要な施策を講ずることに努めることを規定します。

(6) 文言の整理

法律の改正に伴い、文言を整理します。

(7) 施行日（附則）

公布の日からとします。

大磯町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p align="center"><u>大磯町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u></p>	<p align="center"><u>大磯町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、<u>情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により町の機関に係る手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、町民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、<u>町の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)・(2) 省略 (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p>	<p>(1)・(2) 省略 (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p>
<p>(4)～(10) 省略 (電子情報処理組織による申請等)</p>	<p>(4)～(10) 省略 (電子情報処理組織による申請等)</p>
<p>第3条 町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の<u>規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）<u>を使用する方法により行うことができる。</u></p>	<p>第3条 町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の<u>規定により書面等により行うこととしているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）<u>を使用して行わせることができる。</u></p>
<p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、<u>当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を</u></p>	<p>2 前項の規定により行われた申請等については、<u>当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用</u></p>

改正案	現行
<p>適用する。</p> <p>3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>5 <u>町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。</u></p> <p>6 <u>申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u>            （電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第4条 町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等</p>	<p>する。</p> <p>3 第1項の<u>規定</u>により行われた申請等は、<u>同項の町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>第1項の場合において、町の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</u></p> <p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第4条 町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等</p>

51

改正案	現行
<p>の規定において書面等により行うこと<u>その他のその方法が規定されているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）<u>を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた処分通知等は、<u>当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、<u>当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、<u>規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）</u>」とする。</p>	<p>の規定により書面等により行うこと<u>としているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）<u>を使用して行うことができる。</u></p> <p>2 前項の規定により行われた処分通知等については、<u>当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 第1項の規定により行われた処分通知等は、<u>同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 第1項の場合において、町の機関は、<u>当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって<u>当該署名等に代えることができる。</u></p>

改正案	現行
<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。</p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</p>
<p>2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p>
<p>(電磁的記録による作成等)</p>	<p>(電磁的記録による作成等)</p>
<p>第6条 町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>第6条 町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p>
<p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p>
<p>3 町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</p>	<p>3 第1項の場合において、町の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>
<p>(適用除外)</p>	
<p>第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は適用しない。</p>	
<p>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事</p>	

改正案	現行
<p><u>業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの</u></p> <p><u>(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</u></p> <p><u>(添付書面等の省略)</u></p>	
<p><u>第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u></p> <p><u>(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)</u></p>	
<p><u>第9条 町は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、町民が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(その他必要な施策)</u></p>	<p><u>(手続等に係る情報システムの整備等)</u></p>
<p><u>第10条 町は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、町の機関に係る手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるよう、情報システムの整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 町は、前項の施策を講ずるに当たっては、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>第7条 町は、町の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 町は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。</u></p>



改正案	現行
<p>3 町は、町の機関に係る手続等における<u>情報通信技術</u>の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。</p> <p>(<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に関する状況の公表)</p>	<p>3 町は、町の機関に係る手続等における<u>情報通信の技術</u>の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。</p> <p>(<u>手続等に係る電子情報処理組織の使用</u>に関する状況の公表)</p>
<p>第11条 町長は、<u>電子情報処理組織</u>を使用する方法により行うことができる<u>町の機関に係る申請等及び処分通知等</u>その他この条例の規定による<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>第8条 町長は、<u>少なくとも毎年度1回</u>、町の機関が<u>電子情報処理組織</u>を使用して行わせ又は行うことができる<u>申請等及び処分通知等</u>その他この条例の規定による<u>情報通信の技術</u>の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>
<p>第12条 省略</p>	<p>第9条 省略</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	